



ミャンマー・ビジネス・セミナーのご案内
～ミャンマービジネスの基礎から最新動向まで～



拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記のとおり、ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所及び弁護士法人三宅法律事務所共催にて、ミャンマー・ビジネス・セミナー～ミャンマービジネスの基礎から最新動向まで～を開催致します。

ご既承のとおり本年8月1日から新会社法が施行されています。また、外資及び合弁会社に対する小売・卸売業の営業許可や、昨年春に施行された新投資法の下での通知や実務運用など、投資に関する法制度にも大きな関心が向けられています。今回のセミナーでは、これらの新会社法・投資法の最新動向に加え、不動産法、贈収賄問題（日本版司法取引も含む）、労働法等に関する最新の情報及び具体的なケースをご紹介します。解説をさせていただきます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 開催日時 : 2018年11月1日(木) 14:30 ~ 17:00 (開場は14:00)
- 会場 : Prime Hill Business Square (60 Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township)
- 参加費 : 無料
- 対象 : ミャンマービジネスに関心のある日系企業の皆様
- 講師 : ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所
Pedro José Bernardo 弁護士
菅谷伸夫 弁護士
瀧口豊 弁護士
弁護士法人三宅法律事務所
井上真一郎 弁護士
- 言語 : 日本語 (講演は日本語で行い、英語は日本語に翻訳します。)
- 申込方法 : <https://bit.ly/2zuMFJ8>
- 問合せ : ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所
(小野 ono.yuji@kcpartnership.com +95 9764348718)
弁護士法人三宅法律事務所
(吉野 h-yoshino@miyake.gr.jp +81-3-5288-1021)